

北海道選挙管理委員会告示第8号

令和2年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和2年3月3日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	90,504
3分の1の数	665,645

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	68,869	根室市	7,328
札幌市北区	80,456	千歳市	27,036
札幌市東区	74,368	滝川市	11,579
札幌市白石区	61,488	登別市	13,753
札幌市厚別区	36,725	恵庭市	19,571
札幌市豊平区	64,504	伊達市	9,767
札幌市清田区	31,605	北広島市	16,577
札幌市南区	39,589	北斗市	12,906
札幌市西区	61,922	空知地域	49,808
札幌市手稲区	40,045	石狩地域	21,960
函館市	74,458	後志地域	25,467
小樽市	33,837	胆振地域	15,116
旭川市	96,084	日高地域	18,593
室蘭市	24,160	渡島地域	25,469
釧路市	48,507	檜山地域	10,382
帯広市	47,289	上川地域	36,667
北見市	33,569	留萌地域	13,005
岩見沢市	23,363	宗谷地域	8,270
網走市	10,024	オホーツク東地域	16,923
苫小牧市	48,236	オホーツク西地域	19,088
稚内市	9,582	十勝地域	48,133
江別市	34,106	釧路地域	17,009
名寄市	7,827	根室地域	13,381

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,518
	3分の1の数	125,286
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,870
	3分の1の数	157,246
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,899
	3分の1の数	157,490
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,777
	3分の1の数	79,603